



平成22年10月13日  
中部地方整備局 名古屋国道事務所  
中部運輸局 愛知運輸支局  
自動車検査独立行政法人中部検査部  
愛知県環境部  
愛知県警察本部 交通指導課

## お知らせ

### 名古屋南部地域の環境改善に向けて ～関係機関が合同で環境啓発活動及び取り締まり結果～

#### 1. 概要

名古屋南部の道路環境改善を図るために、平成22年10月13日(水)に国道23号北崎車両検測所において、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部運輸局、自動車検査独立行政法人中部検査部、愛知県、愛知県警察本部が協力し、合同取り締まりを以下のとおり実施しました。

- ① 国土交通省中部地方整備局 : 特殊車両通行許可違反の取り締まり及び大気環境改善のための啓発活動
  - ② 国土交通省中部運輸局 : ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査
  - ③ 自動車検査独立行政法人 中部検査部 : ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査
  - ④ 愛知県 : エコドライブの啓発活動
  - ⑤ 愛知県警察本部 : 過積載の取り締まり
- 取り締まりの結果、行政処分及び啓発活動台数は以下のとおりでした。

- ①特殊車両通行許可違反者 : 措置命令：0件 指導警告：2件 口頭注意：2件  
大気改善のための啓発活動：7台
- ②③ディーゼル車の黒煙・不正軽油違反者：整備命令0件 整備警告0件 警告書1件
- ④エコドライブの啓発 : 7台
- ⑤過積載違反検挙・警告 : 検挙：4件 警告：0件

#### 2. 資料

別紙のとおり

#### 3. 解禁

指定なし

#### 4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ

#### 5. 問い合わせ先

- ①中部地方整備局 名古屋国道事務所 交通対策課長 まつもとあきかず 松本昭一 TEL:052-853-7327
- ②中部運輸局 愛知運輸支局 首席陸運技術専門官(整備) たむらしゆうさく 田村修作 TEL:052-351-5314
- ③自動車検査独立行政法人 中部検査部検査課長 すずきあきひこ 鈴木昭彦 TEL:052-351-6228
- ④愛知県環境部 大気環境課 地球温暖化対策室 主幹 いぬまかつみ 飯沼克己 TEL:052-954-6217
- ⑤愛知県警察本部 交通部 交通指導課長補佐 TEL:052-951-1611 (内線5126)

## ○取り締まりの結果

取り締まりの内容	時期	検査台数(台)	違反台数(台)	違反率	措置内容(件)	
①特殊車両通行 許可違反	前回 (H22. 7)	4	4	100%	措置命令(前回)	0
					措置命令(今回)	0
	今回	4	4	100%	指導警告(前回)	0
					指導警告(今回)	2
				口頭注意(前回)	4	
					口頭注意(今回)	2
②③ディーゼル車 の黒煙を対象とし た街頭検査	前々回 (H21. 2)	10	0	0%	整備命令(前回)	0
					整備命令(今回)	0
	今回	4	0	0%	整備警告(前回)	0
					整備警告(今回)	0
②③ディーゼル車 の不正軽油を対象 とした街頭検査	前々回 (H21. 2)	8	0	0%	整備命令(前回)	0
					整備警告(今回)	0
	今回	4	1	25%	整備警告(前回)	0
					整備警告(今回)	0
					警告書(今回)	1
④啓発活動	前回 (H22. 7)	7				
	今回	7				
⑤過積載 取り締まり	前回 (H22. 7)	4	4	100%	検挙(前回)	2
					検挙(今回)	4
	今回	4	4	100%	警告(前回)	2
					警告(今回)	0

※措置内容の上段数字は、前回(平成22年7月)、下段数字は今回のデータである。

※②③の街頭検査は、前回(平成22年7月)街頭検査直前に雨が降り始めたため中止。

※今回配布チラシは、「かんたんエコドライブ」(愛知県)「名古屋南部大気環境改善啓発」の2種類(別紙2)

## ○啓発活動及び取り締まりの状況写真



啓発活動状況



特殊車両確認状況



ディーゼル車黒煙・不正軽油街頭検査状況

過積載計測状況

○位置



○取り締まりの日時 ; 平成22年10月13日(水) 14:00~16:00

○取り締まり場所 ; 大府市北崎町福池地内 国道23号 三重県方面車線  
北崎車両検測所

○当日の体制

関係機関		体制	
国土交通省	中部地方整備局名古屋国道事務所	8人	
	中部運輸局 愛知運輸支局	4人	
	自動車検査独立行政法人中部検査部	1人	
愛知県	環境部	4人	
愛知県警	本部	パトロールカー	3台
		白バイ	4台
		警察官	10人

**①特殊車両通行許可違反の取り締まり（中部地方整備局）**

車両制限令に定めた数値（長さ、幅、高さ、重量）を超える車両（特殊車両）が、通行する場合には、道路管理者の許可を受けなければ通行できないことになっています。（道路法 47 条の 2）

道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行い、違反内容に応じて、措置命令や指導警告などの措置を行います。



特殊車両確認状況

**②③ディーゼル車の黒煙及び不正軽油を対象とした街頭検査（中部運輸局、自動車検査独立法人中部検査部）**

**【黒煙を対象とした街頭検査】**

規制値を超える黒煙の排出が、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題を引き起こすことが懸念されています。このため、黒煙測定器を使用して、排ガスの黒煙による汚染度を測定します。

**【不正軽油を対象とした街頭検査】**

不正軽油を燃料として使用することにより、排ガス中に含まれる有害物質の増加や自動車の装置の機能悪化等、安全・環境上の問題点を引き起こすことが懸念されています。このため、硫黄分濃度測定器を使用して、燃料に係る検査を実施します。

②黒煙の排出量の規制値違反が認められた時や③不正軽油の使用が認められた時は、警告又は整備命令等の措置を行います。



黒煙を対象とした街頭検査



不正軽油を対象とした街頭検査

#### ④エコドライブの啓発活動（愛知県）

地球温暖化と大気汚染の防止のため、エコドライブの普及促進などの啓発活動を行います。

#### ⑤過積載の取り締まり（愛知県警察）

道路交通法第57条により乗車又は積載の制限が定められ、この制限を超えて車両を運転してはならないこととなっています。

しかしながら、過積載違反車両の通行が絶えないことから、道路構造の保全、交通の危険防止、沿道環境の改善などの道路利用の適正化を図るため、取り締まりを行います。違反内容に応じて、検挙や警告を行います。



過積載計測状況

#### 大気環境改善のための啓発活動（名古屋南部地域クリーン交通ネットワーク）

名古屋南部地域の沿道環境改善のための啓発活動を実施します。（配布予定資料 別紙2）



啓発活動状況